



明日香村告示第 23 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により、都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和2年8月11日

明日香村長 森川 裕



1. 都市計画の種類及び名称

大和都市計画地区計画 明日香村コミュニティゾーン地区計画

2. 都市計画を定める土地の区域

奈良県高市郡明日香村大字橘、川原、立部の各一部

3. 縦覧場所

明日香村役場 総合政策課